配当公告

北海道函館市湯川町一丁目一七番二号
破産者　亡松﨑勉相続財産
右の者に対する函館地方裁判所平成二十一年（フ）第三八四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金八九六、一一四、八七八円
一、配当することのできる金額
金一一六、七五八、六〇一円
平成二十三年八月十二日
北海道函館市時任町二番一〇号
破産管財人　山﨑　英二

配当公告

埼玉県秩父市下影森四〇四番地
破産者　株式会社アオノ
右の者に対するさいたま地方裁判所平成二十一年（フ）第二三九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金一、〇六六、三五八、三六〇円
一、配当することのできる金額
金七一、七三五、六八三円
平成二十三年八月十二日
埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目一二番四号　ニチモビル浦和四階
破産管財人　大倉　浩

配当公告

愛媛県松山市吉藤三丁目二番三〇号
破産者　有限会社垣生水道設備
右の者に対する松山地方裁判所平成二十二年（フ）第二一八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金三五、三八四、七四五円
一、配当することのできる金額
金一六、九二五、六一八円
平成二十三年八月十二日
愛媛県松山市三番町四丁目一番地九城南ビル三階
破産管財人　中村　正夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道室蘭市母恋南町二丁目三九番地、最後の住所北海道室蘭市白鳥台二丁目三四番八号　被相続人　亡　中田　博
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年八月十二日
北海道室蘭市知利別町三丁目一二番一五号、連絡先　北海道室蘭市海岸町一丁目四番一号室蘭市役所企画財政部納税課内
相続財産管理人　佐々木殉一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市北沢又字稲荷前一番地、最後の住所福島県福島市宮下町一番二四号
被相続人　亡　菅野　卯作
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年八月十二日
事務所福島県福島市南中央三丁目七番地の二鶴島ガーデン一〇二号司法書士法人あおば事務所　相続財産管理人　角田　正志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県矢板市扇町一丁目一二〇二番地、最後の住所栃木県矢板市扇町一丁目一一番三〇号　被相続人　亡　荒井　洋一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年八月十二日
栃木県大田原市中央二丁目二番五号
相続財産管理人　弁護士　安部　桂弥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県南足柄市墻下四六九番地一一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　室伏　一利
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年八月十二日
神奈川県小田原市本町一丁目七番二〇号
三の丸ビル　小田原三の丸法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中川裕貴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県木曽郡大桑村大字須原一四二〇番地、最後の住所長野県木曽郡大桑村大字須原一三五五番地一　被相続人　亡　矢島　正
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年八月十二日
長野県木曽郡木曽町福島四八五五番地八
相続財産管理人　司法書士　奥原　秀孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市西区上名古屋三丁目一三一五番地、最後の住所名古屋市天白区平針三丁目二四二〇番地ライオンズマンション平針第六二〇二号　被相続人　亡　都築美津江
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年八月十二日
名古屋市東区徳川町一三一〇番地
相続財産管理人　稲垣　高志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府岸和田市岡山町一一六番地三、最後の住所大阪府和泉市箕形町五丁目一二番一七―四号　被相続人　亡　大井　壮
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年八月十二日
大阪府大阪市北区西天満六丁目一番二号千代田ビル別館九階
相続財産管理人弁護士　成田由岐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市北区大宮北椿原町七七番地、最後の住所大阪市西区京町堀三丁目三番九―三〇一号　被相続人　亡　赤堀　年孝
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年八月十二日
大阪市中央区道修町二丁目一番一〇号T・M・B道修町ビル七階
相続財産管理人弁護士　橋森　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市城南町三〇番、最後の住所鹿児島市堀江町五番一号　高田病院内
被相続人　亡　松元マサ子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十三年八月十二日
事務所鹿児島市金生町七―八　鹿児島金生町ビル福元法律事務所
相続財産管理人　弁護士　岸本　圭市

公示送達

仙塩広域都市計画事業名取市下増田臨空土地区画整理事業の書類の送付に代える公告
仙塩広域都市計画事業名取市下増田臨空土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第一一九号）第一〇三条第一項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第一三三条第一項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容をつぎのとおり公告します。
記
一、書類の送付を受けるべき者
氏名　洞口　林吉　外二十名
住所　不明
二、通知の内容
換地明細書、各筆各権利別清算金明細書、従前の土地図、換地図、出来形確認測量図　以上
なお、換地処分通知（写）は宮城県名取市下増田字大橋本二二九番一所在の、名取市下増田臨空土地区画整理組合掲示場において掲示してあります。
平成二十三年八月十二日
宮城県名取市下増田字大橋本二二九番一
名取市下増田臨空土地区画整理組合
理事長　洞口光太郎